

フーヴァー大統領の不況対策（二十一）

尾 上 一 雄

前号の中で連邦住宅ローン銀行 (Federal Home Loan Bank Act) の制定について述べ、その法案も、銀行、保険会社、建築資金金融組合 (Building and Loan association) などにそれらが抵当に取っていて凍結状態にある住宅や農場のような不動産を現金化させるため、全国を十二の地区にわけ、それらの抵当証書を割引く (その額面価値の最高八五%で買入れる) 銀行を各地区に一つずつ設け更にそれを統轄するために中央機関を設け、預金者や契約者や加入者が生活のためその貯蓄を引出しつつあるのに応じることができるようになせ銀行その他の金融機関の支払い停止や倒産を防止するとともに麻痺させられていた貸付けを更新し或いは折しい貸付けを行う能力を回復させ (連邦準備銀行は商業手形を再割引することによって商業信用のために役立っているが不動産を抵当に取って行われる長期の貸付けを保護していない)、そうすることによって住宅建設を促進させ住宅や農場の所有者を保護しようとしたフーヴァーの当初の全国的な規模の抵当証書割引銀行制度 (a national system of mortgage discount banks) の構想が縮小させられたものが議会で更にいじくりまわされ無益な修正が加えられて、フーヴァーが原案をメロン財務長官のサポートで行われた金融機関の代表者との会合で示してから九ヵ月後——その構想を縮小すること

フーヴァー大統領の不況対策（二十一）

をやむなくされたものを新聞を通じて発表し国民の支持を求めてから八ヵ月後、そしてそのための立法を一九三一年の年次一般教書の中で議会に勧告してから七ヵ月余り後——、第七十二議会第一会期が終了する直前ようやく議会通过したのであり、それが結局どのようなものであったかということ、そして連邦住宅ローン銀行はその法律が制定されてから一ヵ月半後には業務を開始していたが（連邦準備法が一九二三年十二月に制定されたのに連邦準備制度が実際に発足したのはその十一月近く後であったことに較べれば、その業務の開始は速かたつたと言えるが）フーヴァーの原案が示されてから十ヵ月半の遅延はそのような計画の効果に致命的な影響を与えたということ、しかしその制度は「ニュー・ティールの下で住宅建設に連邦が援助を行う基礎になった」とハリス・ゲイロッド・ウォーレン教授が述べている⁽⁴⁾と示したが、本号では——前号まで、フーヴァーが第七十二議会第一会期の初めに不況を克服し景気を回復させるため議会にそのために必要な立法を勧告した彼の計画の主なもの、と彼が特に緊急に必要と認めてそのための立法を求め有力な議員に働きかけたもののうち重要なものが、相い集まって彼の意図通りの効果をあげるようにそれぞれ完全にかつ速やかに実施されること、かできるような行つた彼の努力に拘らず、議会によって（或いはその前に有力な議員によって）どのように取り扱われ、どのように縮小・変形または変質させられ或いは葬られたかということを一通り述べ終えたし、彼のそれらの提案や計画やそれらに関し彼が獲得した効果が薄められ或いは実効のないものにされた法律が後のニュー・ティール立法のうちいくつかの重要なもの基礎になったということや、彼が反対した赤字支出によってのみ行うことができる失業救済のための大規模な公共土木事業、インフレーション、コム・トル（商品トル）などはニュー・ティールによって行われたが、そして特に大きな赤字支出が「政府資金撤布政策」(“spending policy”)、或いは「迎え水式経済政

策」(‘pump priming’)と呼ばれニュー・ディールの注目すべき政策として高く評価され現代の財政政策^{ファイナンス・ナリ}、経済政策の形成に大きな足跡を残しているにしても、それらは、第二次大戦が起ころなかつたら財政上の不安と通貨の混乱と高物価を生ぜしめただけで不況の克服・景気の回復に殆ど効果はなかつたと見なければならぬということにも触れたので――、前号の初めに述べておいたように、フーワーが一九三一年末以来議会に勧告していた不況克服のための立法のうちその第七十二議会第一会期中にどれだけ実現し彼の不況克服計画がどれほど実施されることになったかということから始めたいが、その前に先ず、大不況の原因になった悪習・悪弊を除去し或いは特に大不況によって目立って起って来ていた問題に対処するためフーワーが講じようとした措置のうち注目すべきもので――それらもまたニュー・ティールによって実現された――第七十二議会第一会期中にそのために必要な立法が行われなかつたものうちまだ述べていないもの或いは少ししか述べていないものについて述べておきたい。

本題一〇二十において既に注に掲げたことがある参考文献を更に本号で掲げる場合、最初に掲げる時には著者名あるいは編集者名(書名から見て明らかなもの或いは示す必要がないと認められるものは除く)および書名を明記したが、出版社名、発行年等は省略した。

(1) その言葉――前号で示したように Harris Gaylord Warren, *Herbert Hoover and the Great Depression*, p. 166 から引用――は、まさにその通りであるが、ウォーレン教授はそのことについて説明していないため、与えられた紙数の都合で省略したそれを立証することを(同じ理由で極く簡単にしか触れることができなかつたその法律の原案の基礎になったフーワーの抵当証書割引銀行制度の構想については本文の中で少し補っておいたが)ここで補足したい。一九三三年六月に、住宅ローン銀行法の補足として、任意所有者貸付法(Home Owners' Loan Act of 1933) フーワー大統領の不況対策(二二一)

フーヴァー大統領の不況対策 (二十一)

― 住宅所有者貸付公社法 [Home Owners' Loan Corporation Law] ― 一九三四年四月の住宅所有者貸付法 [Home Owners' Loan Act of 1934] で少し修正された) が制定され、この法律によつて、二万ドルまでの価値の小住宅が差押えられており抵当流れ処分が行われそうになっているとき住宅所有者を保護するため――と同時に住宅を抵当に取つていても現金化するのが困難であつた債権者の窮状を救済するため――その住宅を一番抵当に入れた債務の返済のため最高一万四〇〇〇ドルまで低い金利で融資したり抵当物件を買取つたり、抵当に入っていない住宅のための租税、修繕費および維持費などのような即時支払いを要する資金を住宅の評価額の五〇%まで (最高一万四〇〇〇ドルまで) 低利で融資したりする二億ドルの資本金を持ち (財務省が出資)、二〇億ドルまで債券を発行する権限を与えられた住宅所有者貸付公社 (Home Owners' Loan Corporation, HOLC) が設置された。慎重に見積もつても非農家住宅の約五分の一の所有者が同社の貸付けを求め、この要求額のうち半分以上が融資を与えられ、結局、この国中の都市における抵当権設定家屋五軒につき一軒が同社の受益者になり、同社は事実上すべての都市住宅抵当債務の約六分の一を引受けた (Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Age of Roosevelt*, Vol II *The Coming of the New Deal*, p 298) が、同社の活動によつて短期間のうちに不動産市場の崩壊の脅威は回避され、金融諸機関の不動産抵当貸付業務の再開が可能にされた (*Ibid.*)。また、その法律は、連邦住宅ローン銀行制度に加盟し、その証券に対する連邦政府の投資によつて政府の援助を受けることができる連邦貯蓄・貸付組合 (Federal savings and loan associations) の設置を規定した。こうして、小住宅を抵当に入れている人たちが保護されたはかりでなく、住宅を得る資金を持たぬ人たちに比較的容易に住宅を持たせることができ住宅建設が促進されることになつたのである。住宅所有者貸付公社がフーヴァーの提案にもとつて設置された復興金融公社をモデルにしたものであることは明らかである。それはともかく、住宅所有者貸付法は、フーヴァーの抵当証書割引銀行制度の構想のうち住宅抵当に関する部分について連邦住宅ローン銀行法によつて立法化されたものをフーヴァーの意図していたところのように拡充した法

律と云うことができ、フーヴァーは回顧録の中でその制定をニュー・ディールの「いくつかの立派な措置」の一つと認めている (Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, pp. 458—59)。

また、彼の右の構想のうち農場抵当に関する部分は議会で正式にはつきりと提案しそのための立法を勧告することを阻まれ、そして彼は(回顧録によれば)それが一九三二年一月の連邦土地銀行の増資を認める法律の中で取りあげられ他の金融機関から農場抵当権を譲り受けられるように土地銀行にもっと広い自由行動を許すような旧法に対する修正を望んでいたのに「はねつけ」られたことも既に述べたところであるが(本誌第四十五号一九一—二〇ページを御覧いただきたい)、それは、ニュー・ディールによって——ロースウェルトの一九三三年三月二十七日の大統領命令により連邦農務局、連邦農場抵当貸付局などをふくむすへての連邦農業信用機構が単一の機構にまとめられるため農務省内に設置された農場信用管理局 (Farm Credit Administration, FCA) という新しい機関は同年五月に制定された緊急農場抵当法 (Emergency Farm Mortgage Act) 抵当に入っている農場を抵当流れ処分から救うために抵当権を譲り受けて融資することを規定) によって確認され、その法律と更に六月に制定された農場信用法 (Farm Credit Act) 農業生産と農産物の販売のための短期あるいは長期の信用の便を与え、抵当農場に低利で長期の再融資を行うことを規定) によって権限が強化拡大され、その他のこととともに実施されることになった(翌年一月には連邦農場抵当公社 [Federal Farm Mortgage Corporation, FFMC] を設置する法律が制定され、六月には農民に抵当流れ処分によって失った土地を買戻すことができる資金を融資する権限を土地銀行管理官に与える法律も制定された) が、前に述べたようなフーヴァーの提案が「ニュー・ディールの下で農民の農場喪失の防止策が講じられる基礎になつた」と言えるのではないだろうか。

抵当権を背負った小住宅や農場の所有者の財産を保護するとともに不動産抵当貸付けを行っていた金融機関の負担——債務者の利子不払いを含む債務不履行、貸付金の焦げ付き、差し押えた住宅や農場の価値下落・換金の困難——フーヴァー大統領の不況対策 (二十一)

フーヴァー大統領の不況対策 (二十一)

を救うことが緊急の必要事であることをロースウェルトと彼のアドヴァイザー(「フレインス・トラスト」)に教えたのはフーヴァーではなかったか。特に、農場信用管理局の設置や緊急農場抵当法の制定はニュー・ティールによって行われたと言うより、フーヴァー大統領の遺産と言うべきではないだろうか。冗費の節約と能率の向上のための行政機関の統合は——政府機関の増設と政府機構の複雑化が政府の権力の拡大とともにニュー・ティールの大きな特色であったが——前に述べたようにフーヴァーが口癖のように提唱していたことであつたし、農場抵当再融資についてはフーヴァーは十月四日にアイオワ州デモインで行つた選挙演説の中で「抵当権の状態——即ち、長期信用——はわれわれの最も困難な問題の一つである」と述べた後、連邦土地銀行をさらに改革し、それらが農場抵当再融資を行うことができるようにさせるのに必要な資力と活動の自由を与えるよう次の会期に議会に提案すると公約しており(*The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover, Vol III, pp 314—16*)、彼と共和党が選挙に惨敗を喫し彼が失意の底にあつた時一九三二年の年次教書を議会(第七十二議会第二会期、いわゆる「ひっこの議会」)に提出しなければならなかつたためか、彼はその中でそのような提案は行わなかつた。フーヴァーが提案しなくても彼が欲していたようなものを含む抵当農場救済のため連邦政府が融資するなんらかの規定を持つ無数の法案が議会に提出され、その数のおひたしさの故にどれか一つの法案に意見の一致が得られることは不可能であり、結局一つの農場抵当法案も実際にその「ひっこの議会」を通過しなかつたのである。(Raymond Moley, *After Seven Years* [New York Harper & Brothers, 1939], p 106 勝利を得たロースウェルトの陣営では、勝利を得た約二週間後から、アドルフ・A・ハーリ・ジュニア、H・パーカー・ウィリスおよびその他の人たちによつて抵当農場救済のための法案の起草が始められていたのである (*Ibid.*, p 84)。

なお、それより先、ロースウェルトは、九月二十九日にアイオワ州スー・シティで行つた選挙演説の中で、「七月一日に私が「大統領候補に」指名されて以来ずっと」アメリカ人の住宅や農場が失われぬようにするための即刻の

注目と即刻の処置を主張して来たと述べるとともに（彼を大統領候補に指名した民主党全国大会が採択した一九三二年の民主党の政策綱領は「……われわれは……公認の農場〔抵当〕銀行機関を通じて年賦償還プランによって低利で農場抵当にもっとよく融資を行い、抵当流れ処分で売却された農場や家屋の買戻しのための貸付けを優先させることに賛成する……」と述べた。Kirk H. Porter and Donald Bruce Johnson [comp.], *National Party Platform 1840-1960*, p. 331. — 民主党議員はフーヴァーが双手をあげて賛意を示し、その支持を共和党の指導者に要請したはずの、そのための法案を七十二議会第一会期に提出しなかったか。或いはもっと早く、連邦土地銀行の増資を認める法律にフーヴァーが望んでいたように土地銀行にそのようなことを行うことができるように「もっと広い自由行動を許すような旧法に対する修正」を加える努力を行わなかったか。「今日、私は、私の知る限りではフーヴァー大統領の政府が初めて農場抵当や住宅抵当のような問題があるという事実に気づいたということを新聞で読んだ…」と述べた。The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt, Vol. I: *The Genesis of the New Deal 1928-1932*, p. 770) が、十余年にわたる共和党政権なくフーヴァー政権の施政を激しく非難攻撃していたローズヴェルトが農場・住宅抵当の問題についてはフーヴァー大統領の政府の慧眼を賞賛するよ
うな言葉を口に出しているのは興味深い。

ともかく、ニュー・ディールに実施されることになる住宅抵当および農場抵当に関する政策はフーヴァーの抵当証書割引銀行制度の構想を基礎としたもの或いはその延長線上に樹てられたものであるということ、フーヴァーのそれだけの構想でも早急に完全に立法化され一九三二年の初めから実施されていたとしたら、小住宅所有者や農民が抵当に入っていた住宅や農場の多くが債務の不履行によって奪われることを免れ、住宅や農地を抵当に取って長期信用を与えていた金融機関の危機は大いに救われたであろうこと、そして特に「一九三三年の銀行恐慌」の重要な原因になったことの根元の一つは取り除かれていたであろうということに、ここで特に注意を促しておきたい。

フーヴァー大統領の不況対策 (二二一)

フーヴァーが第七十二議会第一会期の初めに議会に提出した一九三一年の年次一般教書の中で不況に対処するための経済計画を提示し、そのための立法を勧告した事項の中にも含まれておらず、彼が一九三一年十二月十一日に新聞を通じて声明し、国民の協力を訴えた十二項目の景気回復のための「超党派的な経済計画」と称したものの中にも含まれていなかったが、彼が議会のその会期中にできる限り早く実現しようと努めた「経済的防衛と景気回復」のための「十八項目の連邦立法計画」と回顧録の中で述べているもので特に注目すべきものに、その6に掲げられている「実業会社の改組と、それらの事業を破滅させることなく個々のものごとくすること、できないような債務の清算を容易にさせるための破産法の改正」と7に掲げられている「株式取引所と株式販売促進^{イン}の改革」があった。¹⁾

先ず「破産法の改正」についてであるが、フーヴァーは不況の初期から特にその必要を感じていた。不況に先立つ戦争とブームの過程で事業の拡張とインフレによってふくらまされた債務は不況の発生とともに整理を強いられることになり、破産が増加して来たからである。通常の時期には破産はまずい経営の結果によることが多く、そのような場合はその事業は債権者によって引継がれるようにされるだろうし、その経済的社会的影響も大きくないだろう。しかし、不況が広がっている時は敏腕で事業に献身的な努力を行って来たものもしばしば破産し、その事業は終えさせられてしまうのが常であった。そのようなことの経済的社会的影響は大きいものである。一九三〇年当時の破産法は事業を続ける能力もあり不況と戦うために努力しようとするものを救済する機会

を殆んど与えないものであった。第一次大戦後一九二〇年代の初めのいわゆる戦後不況の際に破産が増加し古い破産法（破産の経済的影響は一つの州の中にとどまるものでなく、破産に関する問題の処理は州の専管事項とされるべきではないとアメリカ合衆国憲法制定会議で認められ、合衆国憲法は「破産の問題に関する合衆国全体にわたって共通な法律」を制定する権限を合衆国議會に与え「アメリカ合衆国憲法第一条第八節第四項」、一八〇〇—一八〇三年、一八四一—四三年、一八六七—七八年におよび一八九八年以来施行された連邦破産法が制定されていたが）の改正の必要が一九二〇年代の初めから考えられていたのであるが、連邦裁判所で行われた破産の宣告は一九二二會計年度における二万三〇〇〇件から、繁榮の絶頂期に近かった一九二八會計年度中にも五万三〇〇〇件に上り、一九三一會計年度には六万五〇〇〇件に増加し、それらによって整理されなければならなかった債務額は一九二二會計年度における一億七一〇〇万トルから一九二八會計年度には八億三〇〇〇万トルに、一九三一會計年度には一〇億〇八〇〇万トルに増加しており、破産手続が完了して債権者に債務の弁済を受けても債権者がこうむった損失額は一九二二會計年度における一億四四〇〇万トルから一九二八會計年度には七億四〇〇〇万トルに、一九三一會計年度には九億一一〇〇万トルに増加していたばかりでなく、一九二八—二九年中に破産財産の不正な管理が連邦裁判所において行われていることが多数暴露されたため、フーヴァーは破産の増加や完済され得ない債務の増加、特にそれにもなる債権者の損失額の増加は「経済状勢によるものでなく、もっと深い原因によるものである」と考え、債務者と債権者をとにより良く保護するため、破産法の改正を望んだのである。⁽²⁾

従来の破産法の下での破産手続は多くの不正行為と詐欺の舞台になっていた。⁽³⁾そこで、フーヴァーは経済事情の変化に対応する応急的な措置としてよりむしろ恒久的な改革として破産法の改正を考えたにしても不況が悪化

すれはするほど債権者をより良く保護するとともに有能でもあり不況と戦う意欲もある人たちに経済活動を続けさせることがてきるようになるよう——そのようにして不況の進展をくい止め景気の回復に役立つように破産法の改正をフーヴァーが一そう熱心に望むようになるのは当然と言えるだろう。経済活動の継続のためにはその維持が必要である企業体や財産の解散や分割が破産によって起こっていたのであり、破産は農民・農場経営者、個人的企業家、小さな金融機関や工業会社・建築会社だけでなく、大会社・大銀行にも広がろうとしていたのである。

ともかく、フーヴァーは、国内の不況を克服するための積極的な措置を講じることがてきるように議会にそのための立法を勧告するより早く一九三〇年七月に、破産法と破産の実際について徹底的な調査を行う権限を法務総裁に与え、その調査は法務次官の指揮の下で行われ、商務省の援助を受けるものとされ、「過去五年間に破産による〔債権者の〕損失額は三〇億ドルを越え、〔それは〕いまや一年につき平均七億五〇〇〇万ドルに達しつつある」と述べ——破産の際の特にいくつかの地域で行われていた大量の不正行為、詐欺、略奪などによる損失が含まれていることは言及されなかったが——、「調査の目的は、もちろん、破産法と〔破産の〕実^{ブラクティス}施にいくつかの本質的改革を行うよう議会に提案することにある」と声明したが、⁽⁴⁾彼はそのような不正な慣行を除去することと、多くの破産や抵当流れを避けさせるように債務のより一そう建設的な自主整理の方法を発達させようとしたのであり、⁽⁶⁾一年余りかけて行われた調査の結果は一九三一年十二月にミッチェル法務総裁によってフーヴァーに報告され、調査報告書が議会に提出された。⁽⁶⁾

フーヴァーは、翌年二月二十六日に、破産法に関する問題について法務省と商務省に調査を命じ調査は完了し、「その調査で、現行の破産法は欠陥があり、財産の価値を減少させる誘因を提供し、債権者の権利の搾取と無視

を可能にしており、破産者自身にも多くの不正行為を許していることがわかった」ので、来週の初めに破産法の改正問題に関する教書を議会に送ろうと思つていと新聞を通じて声明し、二月二十九日に、特に刑法に関する司法制度における訴訟手続を補強することとあわせて、破産法の改正を勧告する教書を議会に提出し、その中で――先に示した通りの一九二一、一九二八、一九三一會計年度における破産件数、債務額、債権者の損失額を述べ、「このような」増加は明らかに、経済状勢によるのではなく、もっと深い原因によるものである」と述べた後――、「健全な破産制度は「次のような」効果がなければならない――、第一に正直であるが不幸な債務者から圧倒的な債務の負担を取り除くこと、そして第二に破産財産の速かにして経済的な整理と分配をもたらすこと、第三に適当と認められる場合には債務者の救済を差し控えることによつて詐欺行為や財産の不必要な毀損をやめさせるようにすること」と訴え、「破産法は、正当な仕方では債務を支払うことができないう債務者は、彼等の債務の支払期日を調整し或いは延期し、将来の収益の中から彼等の債務の支払いを償却し、管財人への任意の移転によつて彼等の財産の整理をもたらず目的で、或いは、法人の場合には再建（＝更生）の目的で、破産を宣告されることなしに裁判所の保護を受けることができる任意の訴訟手続で救済措置を与えるよう改正されるべきである。〔また、破産〕法は、支払い不能債務者が免責を与えられるべきかどうかについて裁判所が判決を下す際の酌量のため、責任ある役人によるすべての支払い不能債務者の審査とその倒産の原因およびそれと関係あるその者の処置の完全な摘発を要求するよう改正されるべきである」と主張した。⁶⁾

なお、フーヴァーはミッチェル法務総裁が提出した報告書を見、彼の援助を受けて(a)破産における詐欺行為を除去すること、(b)裁判所の援助で債務の調停や苦情処理が行われること。(c)協議（ネゴシエーション）期間中の

フーヴァー大統領の不況対策 (二十一)

「支払不能債務者の」保護、(d)農民、住宅所有者および小債務者のため裁判所の下に調停員制度 (a system of conciliators) を創設すること、(e)財産を差押えるために投機師が債務を買取ることを防止すること、(f)一般に行われている少数者の法外な値の要求と通常投機師に財産を売る必要から会社を保護するよう裁判所の保護の下で証券保有者を会社につけておくことが三分の二の賛成でできるようにすることを含むはつきりした改革案を議会(上下両院)の委員会に送付した。⁽⁹⁾ フーヴァーは、「債務者は自分ではどうにもできない原因のためや債権者の利益のために犠牲にされるべきではない。犠牲は相互的でなければならない」と主張し、戦争とそれに続くインフレとブームの時期にふくれあがっていた債務(不況と一般物価の下落によって債務者にとって余りにも大きな負担になって来ていた一方で、債権者にとっては、利息とともに完済されれば、それだけ多くの利益になるものになって来ていた)を調整し、債権者と債務者の双方の相互の利益に合致するようにする(債権者は債務の完済を求めて債務者を引きずり倒しても利益にならない)、そして有能なものに事業を継続させることは「不況からの回復に不可欠な要素の一つ」であるという確固たる意見を持ち——古い破産法の下で行われていた収賄、詐欺、略奪などの不正行為は直ちに除去されなければならないと主張し——、「この改革(破産法の改正)を政府の最も重要な政策の一つ」と考え、その必要を示す資料と改正法案の草稿ともいふべき(アメリカ合衆国では、行政部は正式には直接議会に法律案を提出することが認められていない)具体的な改正案を議会に送って、早急に破産法を改正するよう勧告したのであるが、議会はその会期中フーヴァーの勧告に従うことを拒否した。⁽¹⁰⁾

その理由として、ハリス・ゲイロード・ウォーレン教授は従来の破産法の下での破産手続によって利益を得ていたものの強い反対があったことを示しており、法務総裁による有給の管財人や審査員の任命は弁護士たちから

儲かる業務を奪うことになるものであり、例えば、全国連邦弁護士協会 (National Association of Federal Practitioners) の法律改正に関する委員会の委員長^{チャールズ・T・ワインスタイン}はフーヴァーの勧告を直ちに「余計な政府の干渉で、債務者と彼等の債権者との間の私的関係を取締まろうとする正当と認められていない企て」と非難し、まさしく官僚政治の拡張と呼び、どのような改正も必要でないと主張し、アメリカン・バンクラーズ・レビュー誌 (American Bankruptcy Review) の編集者マックス・アイザク (元判事) も民間の弁護士の利益を擁護する立場に立って「もう一つの官僚軍団の創設」の企てとして抗議し、「議会の政治上の信念ではなくて弁護士たちによる陳情運動^{ペティション}がフーヴァーの任期のまさに最後〔の時〕まで破産〔法の〕改正を不可能にしたのである」と述べており、またマリ・N・ロスバート教授は「フーヴァーのニュー・デール」によるそのような破産法の改正は債務者自身が招いた債務の多くを取り除き債権者の権利を弱くするばかりでなく債務のそのような整理を望まない一部の債権者の要求を無視するものであるとしてフーヴァーは余計なことを企てたのだという彼の見解を示し (ウォーレン教授やわれわれとは反対の立場に立ち)ながら、ウォーレン教授が述べているところに従って、しかしそのために破産法の改正はフーヴァーの任期が終わる一九三三年三月の初めまでその一部も実現しなかったのだとまでは言っていないが、そう暗示するように、「破産〔法の〕」改変は、債務者と債権者の関係に対する正当と認められていない政府の干渉だけでなく、法務省内における破産管理官および検査官の大官僚群の創設を特に攻撃したこの国の破産〔関係〕弁護士たちによって激しく反対された」と述べている。¹⁰⁾

それに対し、ウィリアム・スター・マイアズ教授 (プリンストン大学)、ウォルター・H・ニュートン (一九一九—一九二九年) ミネソタ州選出下院議員、一九二九—一九三三年) 大統領秘書官) 両氏は「議会のその会期 (第七十二議会第一会

フーヴァー大統領の不況対策 (二十一)

期)を支配していた民主党^①多数党が「その」処置を認めることを拒んだのである^②と述べている。それは、ウォーレン教授の見解通り弁護士^③の陳情ないしは圧力によると見ることができるよう思われると同時に、議会を支配していた民主党(正確に言えば上院では民主党議員は共和党議員より一名少なかったが、絶えず共和党議員を悩ましていた一名の農民労働党議員がいたのであり、しばしは共和党主流派に反対する革新主義的共和党議員^④がなん名もおり共和党は事実上分裂状態にあったことは前に述べた通りである)の反対のためとはかりとは思えない——マイアス、ニュートン両氏もそう見ていたわけではないだろうが(彼等は右に示したように「議会のその会期を支配していた民主党^⑤多数党が」と述べているだけであるが)、そのように印象つけようとしたと言えるだろう。共和党議員も、民主党議員よりもむしろ共和党議員の多くの方が、そのような破産法の改正を支持することを決めたのではないだろうか。両党の議員の中には自分自身弁護士経験者^⑥がかなりいたか(そして、弁護士たちの陳情運動のためたつたと述べていないニュートン自身下院議員になるまで弁護士をしていたし、一九三三年にロースウェルト大統領によって連邦住宅ローン銀行局の委員に任命されたが翌年辞職し、郷里のミネアポリスで弁護士になり、右のように書いていた時、彼は弁護士だったのである)、債務者であっても大きな債務を負うことになっていた大きな債務者、従って処分され得る財産も多い、特に株式会社^⑦の破産と財産の整理に關係して儲けていた弁護士や大きな債権者であった保険会社、銀行、不動産抵当会社などの金融機関の利益をはかる顧問弁護士^⑧の仲間は共和党議員の方が多く、共和党の方が民間のいわゆる有力弁護士の影響を受けやすかったと想像するに難くない。ともかく、一九三二年の共和党全国大会で採択された政策綱領の中にも(それはフーヴァーの現任期中に、第七十二議会の第二会期中に実現させるものとして除外したとは思えない)、^⑨民主党全国大会で採択された政策綱領の中にも、「破産法の改正」については触れられていなかった。

後により詳しく見るように、フーヴァーは、大統領選挙戦に敗れた後、第七十二議会第二会期（一九三三年十二月—一九三三年三月、「びっこの議会」）に、一九三三年一月十一日に「債務者の救済のため破産法を改正する法律の即刻の通過を勧告」する特別教書を提出し、下院は彼を満足させる法案を通過させたが上院はそれを承認しなかったため、二月二十日に「経済の回復を促進するため、法律の制定を議会に促す八つの方策」を提示し——そのうちの第一に「下院によって既に可決された破産法の諸原則が上院によって通過させられることが最も必要である……」として破産法の改正を挙げている——彼が一年前に提案したことを実施させる新しい破産法の法案の通過を勧告する特別教書を提出し、上院はようやく、彼によれば「大いに驚いたことに、上院は私が大統領の職を去る日の三月三日にその法案を通過させた」が、「上院は、個人の「債務の」整理と鉄道「会社」の更生のための規定は残しておいたが、一般の法人の改組（＝更生）のための規定を除去していた」のである。そのように先ず下院がようやく彼の勧告に応じたことと上院が債務の支払いに応じられない一般の株式会社の更生のための規定を削除したことを見れば、古い破産法の下での大きな儲けが奪われるような弁護士の間が上院に多く上院の方がそのような弁護士の影響を受けやすかったということが納得できる。また、そのような破産法の改正＝新しい破産法の法案の議会通過が一年余もおくれたのは、選挙前の第七十二議会第一会期には再選・三選…されることを望む議員たちの多くは上院議員であると下院議員であると問わず弁護士団の圧力に抗することができなかったためと考えていいと思われる。先に触れたように一九三二年の共和党的政策綱領も民主党の政策綱領も破産法の改正について触れなかったのも、そのためと考えられる。選挙の後に開かれた第七十二議会第二会期に、選挙前は有力な弁護士たちの圧力に屈していた或いはその前で沈黙していた議員たち特に当落が決まった議員たち（その選

挙で落選したのも議会のその会期が終わる三月三日まで議員であった) はようやく行動を起こし始めたのである。議會を支配していた民主党の議員は、その時期になってフーヴァーの勸告を(下院ではフーヴァーが満足する程度まで、上院ではその半分までであったが)容れ、債務者を救済し不況の克服に役立つ結果を生ぜしめることになつても、そしてそれがフーヴァー共和党政権の功績と評価されても、もはや選挙戦に不利な影響が及ぼされる恐れがなくなつていたのである。選挙戦の準備をしていた第七十二議會第一会期中にフーヴァー共和党政権に景氣を好転させるのに役立つ政策を行わせる立法を行つては不利な選挙戦を戦わねはならぬという考慮が、そして選挙に勝利を得て不況の克服と景氣の回復は民主党の手で行いたいという考慮が、このことに閉しても、民主党の側にあつたということは否定できないだろう。一般の株式会社の改組・更生のための規定を欠く新しい破産法がフーヴァー政権最後の日に制定されても、そのどのような効果もフーヴァー政権時代に現われるはずはなかつた。従つて、先に示したマイアス、ニュートン両氏の見解(或いは言いたかつたと思われること)も決して無視することができないと述べておきたい。

ともかく、破産法の改正は一九三〇年七月以来フーヴァーが強く望んでいたことであり、一年半近くかけて財務省と商務省に行わせた広汎にして綿密な調査の結果にもとついて一九三二年二月末にそれについて議會に勸告したが、そして一九三三年になってその勸告を繰り返したが、その結果は前記のフーヴァーの回顧録の中で述べたようなものであつた。彼は、そのような遅延と不完全な改正について回顧録の中で憤懣をこめて、「もし「上院で」修正されない法案が前年に法律になつていたら、それは不況による農場や住宅の所有者たちの息が詰まるような負債を調整することによって大きな苦しみを軽減させていただろう。それは「支払ひ」不能になつていた鉄

道会社およびその他の法人の債務構造の自主整理の方法を提供しただろう。それは古い破産訴訟手続では許されていた「財産の」毀損や不正手段の多くを行わせなくしていただろう。それはいく千いく万もの会社を破産させずにおき、そして会社・事業所が閉鎖されつつあり住宅所有者が住宅を取り上げられつつあった時、国民一般の自信の破壊の多くを防止していただろう。そして、小実業家、農民およびその他の人びとのために可能にされたいく万件もの「債務の」調整がこの国に永続的な価値「のあること」を与えていただろう」と述べている。⁶⁵そして、フーヴァーが彼の提案が容れられず新しい破産法の欠陥と認めた部分は、ローズウェルト民主党政権のニュー・テイルの下で補足され、フーヴァーの勧告通りに補完されたのである。即ち、一九三四年五月に制定された地方自治破産法 (Municipal Bankruptcy Act) は、都市およびその他の地方自治体政府はその未払い債務証書の五一%の保有者の同意があれば債務負担を再整理するプランをその後の二年間認可するよう連邦裁判所に申請することを認めただけでなく、翌六月に制定された株式会社破産法 (Corporate Bankruptcy Act) は、その株式会社の債権者の三分の二以上が同意すれば会社の更生を許すことにし、そして債権者または株主は他の株主の四分の一(その会社が債務超過でなく満期になった債務の支払いに応じることができないだけの時は十分の一)以上の承認があれば裁判所に会社の再建⁶⁶更生の申請を行うことができる⁶⁷と規定したのである。ここでも、フーヴァーの提案あるいは議会に対する勧告がニュー・テイル立法の基礎になっていることを見ることができよう。

(3) Herbert Hoover, *op cit*, Vol III *The Great Depression 1929-1941*, p 99 これらの二項目を含むフーヴァーの「経済的防衛と景気の回復」のための「十八項目の連邦立法計画」については第四十一号三一〜三五ページに示したが、この二項目の訳語を少し改めた。

フーヴァー大統領の不況対策 (二二二)

フーヴァー大統領の不況対策 (二十一)

- (2) *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, Vol. II, p. 134; Harris Gaylord Warren, *op. cit.*, p. 68. なお、上記で述べたような破産 (bankruptcy) は倒産 (failure) と区別されなければならないが、参考までに、製造工業、卸売業、小売業、請負業および或る種の商業上のサーヴィスを行っていた企業体(農業はもちろん)、金融業、保険業、不動産業、鉄道業、および多くの種類の小さなサーヴィスや建設事業を行っていたものは含まない)——一九二〇年＝一八二・一万、一九二二年＝一九二・七万、一九二五年＝二二一・三万、一九二八年＝一九・九万、一九二九年＝二二一・三万、一九三〇年＝二一八・三万、一九三一年＝二二一・五万、一九三二年＝二〇七・七万——のうち倒産したのを見れば、一九二〇年には〇・九万(一万社中四八社、倒産の際の平均債務額は三・三万ドル)、一九二二年には一・九万(一万社中一〇二社、平均債務額は三・二万ドル)、一九二五年には二・一万(一万社中一〇〇社、平均債務額は二・一万ドル)、一九二八年には二・四万(一万社中一〇九社、平均債務額は二・一万ドル)、一九二九年には二・三万(一万社中一〇四社、平均債務額は二・一万ドル)、一九三〇年には二・七万(一万社中一二二社、平均債務額は二・五万ドル)、一九三一年には二・八万(一万社中一二三社、平均債務額は二・六万ドル)、一九三二年には三・二万(一万社中二五四社、平均債務額は二・九万ドル)であった。U.S. Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1957*, pp. 567, 570.
- (3) Ray Lyman Wilbur and Arthur Mastick Hyde, *The Hoover Policies*, p. 486; William Starr Myers and Walter H. Newton, *The Hoover Administration: A Documented Narrative*, p. 321.
- (4) *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, Vol. I, pp. 361—62.
- (5) Ray Lyman Wilbur and Arthur Mastick Hyde, *op. cit.*, p. 486.
- (6) *Ibid.*, pp. 486—87, Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. II: *The Cabinet and the Presidency 1920—1933*, pp. 271—72.

⑤ *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, Vol II, p 126

⑥ *Ibid*, pp 134—35

⑦ Ray Lyman Wilbur and Arthur M Hyde, *op cit*, pp 486—87, Hoover, *The Memours*, Vol II, p 272

⑧ William Starr Myers and Walker H Newton, *op cit*, pp 321—22

⑨ Harris Gaylord Warren, *op cit*, p 69

⑩ Murray N Rothbard, *op cit*, pp 280—81

⑪ William Starr Myers and Walter H Newton, *op cit*, p 322

⑫ Lawrence F. Kennedy and Others (Comp), *Biographical Directory of the American Congress 1774—*

1971, pp 1469—70 だが、彼(ウォールター・H・キョートン)は、一九三六年に下院議員候補者になって落選した後、一九三八年には連邦破産審理人(Federal referee in bankruptcy)に任命され一九四一年に死亡するまでその職を務めた。*Ibid*, p 1470

⑬ Kirk H Porter and Donald Bruce Johnson, *National Party Platforms 1840—1960*, pp 339—51, pp 331—33 参照¹⁴⁾。

⑭ Herbert Hoover, *The Memours*, Vol II, pp 272—73, *The State Papers and Other Public Writings of*

Herbert Hoover, Vol II, pp 567—68, p 597

⑮ Herbert Hoover, *The Memours*, Vol II, p 273

⑯ Richard B Morris (ed), *Encyclopedia of American History*, Enlarged and Updated, p 349 だが、一九

三四年六月二十八日に制定された連邦農場破産法(Federal Farm Bankruptcy Act) への延長線上にまよったように思われるが、翌年、最高裁判所によって違憲の判決を受けた。

フーヴァー大統領の不況対策(二十一)

前項の初めで触れた——フーヴァーが回顧録の中で第七十二議会第一会期中にできる限り早く実現しようとする「経済的防衛と景気回復」のための「十八項目の連邦立法計画」と述べたものの一つ——「株式取引所と株式販売促進慣行の改革」についてはこれまで所々で触れたが、それをここで(その過程で補足すべきことを加筆することにするが)取りまとめた後、第七十二議会第一会期中のフーヴァーのそれについてまだ述べていないことを見ることにするが、その前に先ず述べておかなければならないことがある。

フーヴァーは、この問題を、彼の回顧録の第一巻(*The Cabinet and the Presidency 1920—1933*)の「第四十章 ビジネスの規制の改革 (Reforms in Regulation of Business)」の中で「株式取引と株式販売促進(の慣行)」の改革も、その時期に係のある副次的な戦い(a side battle)として、私の不況処置の中に入れて来るだろう。私は、取引所に自分たち自身の会員の(原文のまま)改革を企てるよう説得することができなかったのに絶望して、その全体の問題について上院で調査が行われるようにした。「改革を行う」立法は私の任期中に完成しなかったが、「上院の調査による悪弊・悪習の」暴露はそれを避けられないものにした」と述べただけで僅か五行半で片付けてしまっている。この問題については、彼は、銀行業に関する改革と同様——彼の在任中に「改革」を行うことができなかった(銀行業についてと異なり、連邦政府による「規制」は行われておらず従ってその「規制の改革」はできなかった)ばかりでなく——、第三巻(*The Great Depression 1929—1941*)の中で詳しく述べたからであろうか、右に示したように「副次的な戦い」と述べていることに注目する必要がある。彼は、それだからといって、この問

題を「不況対策」として副次的なものとして重要性を認めなかったわけではない。このことは、前記の第七十二議會第一会期中にできる限り早く実現しようと努めた「経済的防衛と景気回復」のための「十八項目の連邦立法計画」と彼が述べたものの第七番目に挙げていることからわかるだろう。しかし彼はその問題について一九三一年の年次一般教書の中で議会にいかなる勧告も行わなかったし、一九三二年十二月十一日に新聞を通じて声明し国民の協力を訴えた十二項目の景気回復のための「超党派的な経済計画」と彼が称したものの中にも入れていないではないかという反論があるかも知れない。また、株式取引や株式販売促進慣行を今更どう改革しても、大不況の発端となったニューヨークにおける取引所恐慌の重要な原因になったことを除去し将来のためには役立つだろうが目下の不況の克服には大した効果はないと考えられたからだろうと言われるかも知れない。そこで注意を促しておきたいことは、前項で取りあげた「破産の問題」に関しては前項で述べたように「合衆国全体にわたる共通な法律」を制定する権限がアメリカ合衆国憲法によって合衆国議会に与えられていたが、従って大統領は「必要にして良策と判断した処置について議会が審議するよう勧告する」ことができるが（アメリカ合衆国憲法第二節第三節）、株式取引所の問題に関しては合衆国憲法に明文の規定がなく、従ってそれについては大統領が勧告を行っても、合衆国議会はそれに関する法律を制定することができなく、疑わしく、憲法の規定（第一節第八節第一八の「上記の権限、およびこの憲法により合衆国政府またはその官庁もしくは官吏に対して与えられた他の一切の権限を執行するために、必要にして適當なすへての法律を制定すること」を広義に解釈しなければ合衆国議会にその権限はなく、そのような法律の制定は州の権利を侵害し（アメリカ合衆国憲法修正第一〇条は「本憲法によって合衆国に委任されず、また各州に対して禁止されなかつた権限は、各州それぞれに或いは人民に留保される。」と規定している）、合衆国憲法

に違反することになりかねないと考えられたばかりでなく、フーヴァーは個人と企業との自由、経済活動の自由を尊重するものであり、株式取引所で行われていることを合衆国の法律で取り締まるより、なにより説得という手段で自主規制を求めようとしていたのである。また、株式取引所における経済的社会的に有害な取引慣行や株式販売促進のための詐欺的手段は、取引所に対する公衆の信頼を傷つけ、株式や債券に対する（景気の回復にとって必要な）投資を縮小させ、企業活動の減速と物価の下落を生ぜしめるものであり、「株式取引所と株式販売促進慣行の改革」は不況の克服のために必要なことであつた。

さて、フーヴァーは一九二九年に大統領に就任すると間もなくニューヨーク株式取引所の副理事長リチャード・ホウィットニ（後に理事長）に株式取引所を法律で規制するように大統領に連邦政府の権限を拡張することは望まないで（彼自身、そのことの合憲性を疑っていた）取引所は取引所自身で株価の操作を抑制する手段を講じるよう勧説したこと、そしてそのような勧説は結局無駄に終わったことは前に述べた通りであるが、一九二九年十月にニューヨーク株式取引所で株価の大暴落が起こった後、彼はまたホウィットニその他の取引所の役員たちに取引所に自主規制を勧説することになったのである。一九三〇年以後は、一九二九年十月までとは異なつた株式操作が行われていた。取引所の内部のもの或いは会員は空売りをを行い、そして株式相場を下落させる宣伝と操作を行い、株式を担保にして得ていた借金の重荷に耐えられなくなつた投資家に株式を売らなければならないようにさせ不当な利益を手に入れるとともに、更に株価を下落させて一般投資家に損害を与えていた。フーヴァーは自分自身の悪弊を矯正する力を持っている団体に対してその矯正のため合衆国政府の権力を及ぼすことは避けたかつたし、彼は株式取引所こそ自由企業制度を維持するに必要な枢要部分と認めていたし、株式取引所を規制する

権限は連邦政府より州政府にあり、ニューヨーク株式取引所やニューヨークにおける株式販売促進慣行を取り締まる責任は彼自身よりニューヨーク州知事フランクリン・ローズヴェルトにあると考えていたのである。^③

しかし、フーヴァーは、一九三〇年十月十三日にニューヨーク株式取引所の役員たちを呼び、株式取引所は取り締まりに就いては先ずニューヨーク州の管轄下にある連邦政府の管轄下にあるのではないという事実にとらえず、もし取引所が当時一般に行われている株式操作を排除するようにその規約と運営を改め、それらの規約を実施しなければ、連邦の規制は避けられないだろうと告げた。その結果、いくつかの有害な慣行は改められたが、「人気をおおること」(“making of markets”)や大きな空売りなどのその他の慣行は有力な役員のため禁止されなかった。^④そして、ヨーロッパで金融危機が広がった一九三一年の夏と秋にニューヨーク株式取引所で再び計画的な売り崩しがあり、フーヴァーは再び取引所の理事たちに改革を勧説した——そのような売り崩し行為は明らかに不況を深刻化した。^⑤一九三二年一月に金危機を予想した売り崩しが行われたため、二月に彼はまたニューヨーク株式取引所の理事たちをホワイト・ハウスに呼び、不正操作をやめるように規約を修正するよう勧説した。彼は、株価を下落させる操作や一般投資家の利益に反する(株式相場の変動を目的とした)大きな共同出資金の存在を指摘し、彼等がそれらの慣行に対してもっと強力な処置が講じなければ、連邦政府が取引所を規制しなければならなくなるだろうと警告し、ニューヨーク株式取引所は売り崩しを抑制すると期待される新しい規則を設けたが、フーヴァーはそれに満足せず、ついに彼は二月十九日に新聞を通じてニューヨーク株式取引所の役員たちとのいく度もの会談について発表し、彼が投機利潤を求めて行われている株価の下落から投資家を保護しようとしていることを国民に知らせた。^⑥そして、二月二十六日に、会社の重役や銀行の重役たちさえも彼等自身の

フーヴァー大統領の不況対策 (二二二)

会社や銀行の株式の相場を操縦しつつある有害な共同出資金がなお続いているという情報を得ていたフーヴァーは、株式取引所によって自己統制のための十分な措置が行われなかったことに失望し、上院銀行業および通貨委員会とのピーター・ノーウェック委員長(サウス・ダコタ州選出、共和党)とフレデリック・ウォルコット(コネチカット州選出、元財界人で株式取引所の慣行に通じていた有力な共和党上院議員)に、ニューヨーク株式取引所で行われている公共の利益に反する慣行を上院が調査を行うよう要求し、上院は三月四日に銀行業および通貨委員会にニューヨーク株式取引所の取引慣行を調査する権限を与えた。⁶⁾

フーヴァーは、これより先、ホイットニおよびその他のニューヨーク株式取引所の役員たちに、彼等が自分たち自身の家の掃除をする(取引所の悪弊を除去する)措置を講じないなら連邦の統制立法を目的として取引所の調査を行うことを議会に要求すると警告していたが、彼は連邦政府による株式取引所の統制の合憲性について疑念を持っていた。しかし、上院による調査によってニューヨーク株式取引所で行われていることが暴露されて来れば、少なくともニューヨーク州知事がその責任を認め措置を講じると思っていたのである。そのような調査に取引所の役員はもちろん多くの銀行家が反対し、ロバート・P・ラモント商務長官(土木技師・実業家出身)まで強く抗議したが、フーヴァーは後退しなかった。その調査には種々な妨害が行われましたが、それはフーヴァーの予想以上のことを暴露した。大規模な株式操縦が行われていることが暴露されたばかりでなくウォール街および類似の経済力集団が一九二九年十月の大爆発によって劇的なものにされた経済的瓦解を起こさせるのに重要な役割を演じたということも証明された。しかし、ニューヨーク州知事は行動を起こそうとしなかった。無統制な投機の繰返しを防止するのが議会の義務と考えられるにいたった。フーヴァーは、ウォルコットその他の共和党

議員に、必要な匡正立法の性格についての見解の概略を述べたが、彼は株式取引所あるいはその業務を取り締まり規制することは憲法上の困難があるが、それを証券取引の面からとらえることにし、証券取引が州際通商であるかどうかという点に関する憲法上の障害は克服されることか、と考へた。彼は必要と考へなかつたがイギリスの例に倣い、いわゆる行政法の特別委員会が上院に設けられた⁽⁶⁾。

フーヴァーの回顧録によれば、「われわれが提案した意見^{アイディア}」は次のようなものであつた。(a)公衆に対して州際販売のために売り出される全ての株式について、直接・間接の受益者を含む全ての重要事実を明確に記載した趣意書が法務省に提出されるべきである。(b)全ての発起人あるいは趣意書に出ているその他のものは虚偽^{フェイク}の記載もしくは不完全な「事実の」発表によつて損害を与えられたか、なるものに対しては賠償責任を負うべきであり、背任行為の訴訟事件において職務を行う権限を与えられている法務省が彼等(損害を与えられたもの)の保護に当たるものとする。(c)議会は取引所における有価証券の州際売買を監督^{ガヴァン}する明確な成文法を制定すべきであり、その場合にも「不当な」損害を与えられたものに対する損害「の責任」について規定が設けられなければならない。—これらの提案の真髄は、裁判所を通じてわれわれの目的を達成することである。⁽⁹⁾

上院の委員会の調査は第七十二議会第一会期中に終わらず(一九三三年一月にフアーディナンド・ペコーラが上院銀行業および通貨委員会の顧問になり、聴聞と調査は一九三四年六月まで続けられた)、フーヴァーが求めた「株式取引所および株式販売促進慣行の改革」のための法律は彼の施政期中に制定されなかつた。彼のそのための努力と彼が上院に行うよう要求した調査の結果は、ニュー・ティールの下で一九三三年の連邦有価証券法(Federal Securities Act)＝郵便^{メー}は州際通商を通して公募され或いは売渡される新しく発行される有価証券に関する完全かつ正確な情^{インフォメーション}報

フーヴァー大統領の不況対策 (二十一)

を投資家に提供するよう強制したものであり、国債、州公債、地方債、鉄道証券、宗教・慈善・教育団体の債券などを除くすべての証券発行は宣誓報告書の提出によって連邦取引委員会に登録されるべきこととした」とそれを補強する一九三四年の証券取引所法 (Securities Exchange Act) 有価証券を扱う取引所の運営を連邦〔国家〕が規制することおよび証券市場における不公正な慣行・操作を是正することを図り、証券取引委員会〔Securities and Exchange Commission, SEC〕を設け、連邦有価証券法が要求した新しい証券発行の登録をそこに行わせ、株式発行趣意書の公表を要求し、株式市場の慣行と取引を規制し、あらゆるタイプの投資信託・会社を登録し規制をせよこととした⁽³⁾を制定せよることとなるのである。フーヴァーの意図と努力と改革案を見たわれわれは、これらの法律は事実上フーヴァーの指導によってつくられたものと言いつつがてきまぬだろう。それらは少なくともフーヴァーの遺産と見られるべきものではないか。

- (1) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. II, p. 309 を見よ。
- (2) *Ibid.*, Vol. II, pp. 308—09 注¹ 株式会社取引所の改革の前と同く真のなかに取りもかわらないう。
- (3) *Ibid.*, Vol. III, pp. 125—26.
- (4) Ray Lyman Wilbur and Arthur Mastick Hyde, *op. cit.*, pp. 343—44.
- (5) Herbert Hoover *op. cit.*, p. 126.
- (6) William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, pp. 175, 176, 179; *The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover*, Vol. II, p. 118.
- (7) William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 176; Herbert Hoover, *op. cit.*, Vol. III, p. 127.
- (8) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, pp. 127—29; William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, pp. 192—93, 198; Murray N. Rothbard, *op. cit.*, pp. 278—79; Harris Gaylord Warren, *op. cit.*, pp. 112

(6) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 129.

(7) 上院の調査は、先ずその対象とされたJ・P・モーガン商会、ナショナル・シティ銀行、チェイス・ナショナル銀行などの金融界の大立て者の不正行為を暴露することになり、それらと縁が深いと考えられていた共和党の信用を傷つけ (Harris Gaylord Warren, *op. cit.*, p. 113) 選挙戦を一そう不利にしたはずである。

(8) Howard S. Piquet, *Outline of the New Deal Legislation of 1933 and 1934*, pp. 68—73, 74—80.

三

一九三一年十二月七日に始まり一九三二年七月十六日に終わった七十二議会第一会期中の苦しい戦いを顧みて、フーヴァーは彼の勧告や提案がどれだけ実現されたか拒否されたかを回顧録の中で述べているが、彼が彼の勧告や提案が実現されたこと即ち「成功」したこと (success) の中に、次の会期がまさに終ろうとしていた時に獲得できた「破産法の部分的改正」をあげていたり、そのほか疑わしいものを加えているので、ウィリアム・スター・マイアズ、ウォルター・H・ニュートン共著の前掲書に同様なことがやや異なる分類や順序で述べられているものと照合しながら、その会期におけるフーヴァーの努力の結果をできる限り簡潔に要約しておこう。⁽¹⁾ それによって、彼が不況克服のために議会に立法あるいはその他の措置のうち触れずに終わったことについて結果だけでも示すことができるはずである。

[A] フーヴァーが獲得でき成功と認めたこと

フーヴァー大統領の不況対策 (二十一)

フーヴァー大統領の不況対策（二十一）

(1) 政府間債務のモラトリアムの批准。

(2) 復興金融公社 (Reconstruction Finance Corporation) ——三五億ドルまでの資金を持ち、(a) 銀行、保険会社、建築資金金融組合、鉄道会社を財政的に援助し、(b) 収益をあげ得る公共事業および失業救済のため多額の貸付けを行う、(c) 中期信用銀行 (Intermediate Credit Banks = 一九二三年創設) と農場抵当貸付銀行 (Farm Loan Banks = 一九二六年創設) の間のギャップを埋める農業生産銀行 (Agricultural Production Banks) を設置し、(d) 困窮者の援助ができない州に貸付けを行うなどの権限を持つ復興金融公社の創設。

(3) 連邦土地銀行 (Federal Land Banks) の拡充 (増資)。

(4) 連邦準備券の発行の準備に合衆国政府証券 (国債) を加え、金本位制を擁護するため「と金融緩和を図るため」のグラス・スティーヴール法の制定。

(5) 連邦住宅ローン銀行 (Federal Home Loan Banks) の設置。

(6) 金および通貨の海外流出による信用の収縮に対処するよう連邦準備銀行の信用の供与の緩和 (拡張)。

(7) 連邦準備銀行が小企業に貸出しを行う権限の獲得。

(8) 困窮者の救済のため八五〇〇万ブッシェルの小麦と三三万バールの綿花を赤十字社に渡すための支出金の獲得。(フーヴァーは、回顧録の中で「三五万バールの綿花」ではなく「連邦農務局の余剰「綿花」からの五〇万バールの綿花」と書いている。)

(9) 年に七億ドルの率で、公共土木事業雇用を行うための種々な施策。

(10) 無駄な立法に拒否権を発動していく十億ドルもの支出を止め、政府の経常費を年に一億五〇〇〇万ドル

減少させ、歳入を十二億五〇〇〇万ドル増加させ、予算が均衡に向かうようにすることができたこと。

(11) 貿易上の障壁を減小させ通貨を安定させるための世界経済会議の召集を確実にしたこと。

[B] フーヴァーが失望し或いは敗北と認めたこと

(a) 全ての面での「胸がつぶれる程の」「立法の」遅延。

(b) 復興金融公社の貸出し条件が厳し過ぎるものにされたこと。

(c) 復興金融公社が個人の事業の近代化のために貸出しを行う権限が認められなかったこと。

(d) 復興金融公社が預金者を救済するため閉鎖された銀行の資産を担保に取って貸出しを行う権限が認められなかったこと。

(e) 復興金融公社から貸出しを受けたものの名が公表されることにされたこと。

(f) 農場を抵当に入れているものを救済する権限を持つ連邦農場ローン銀行 (Federal Farm Loan Banks) の設置が認められなかったこと。

(g) 住宅所有者に対する債務の重圧を軽くしたはずの住宅ローン銀行の(資)力の削減。

(h) 破産法の改正が行われなかったこと。

(i) 鉄道会社の合併・改組のための提案が拒否されたこと。

(j) 連邦電力委員会 (Federal Power Commission) に州際電力料金を規制する権限を与えることが拒否されたこと。

(k) 銀行制度を改革する法律が制定されなかったこと。

フーヴァー大統領の不況対策 (二十一)

フーヴァー大統領の不況対策 (二十一)

(1) 戦債に関する委員会を復活させることが認められなかったこと。

なお、フーヴァー自身は述べていないが、マイアズとニュートンは、フーヴァーと彼の提携者たちは、パットマン下院議員が提出した不換紙幣の発行を含む「ボーナス」法案、「ボーク・バレル」(議員が人気取りのために支給させる交付金)を要求した法案、救済目的のための州に対する貸付金を装って国庫に急襲をかけようとした企て、ゴウルズバラ下院議員提出の信用インフレ法案などの「不健全な立法提案」を葬ることによって「災害の予防もした」と述べるとともに、不況という緊急事態と関係のないものであるが議会のこの会期に多くの建設的な立法が行われたことにも触れ、そのなかで黄犬契約 (Yellow-dog contract) は連邦裁判所で強制できない不法なものであると説明するとともに労働争議に対する連邦裁判所の差止命令の行使を殆ど禁止したノリスIIラガーディア労働争議差止命令禁止法をあげている。⁽²⁾——しかし、この法律の制定にフーヴァーが積極的貢献した証拠はない。

前記の[B]の「失望し或いは敗北と認めたこと」の中にフーヴァーが「連邦準備銀行の再割引適格商業手形の範囲を拡大できなかったこと」も「株式取引所と株式販売促進慣行の改革が行われなかったこと」も加えなかったのはなぜだろうか。フーヴァーの努力の成果の総合的効果は次号で考察したい。

(1) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, pp. 161—63; William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, pp. 234—36.

(2) William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 235.